

保険契約の会計上の取り扱い

－ IFRS17 号の計算構造的問題点－

西山 一弘
(帝京大学 准教授)

2017年5月に公表されたIFRS17号保険契約について、公表に至るまでのIASB保険契約プロジェクトの変遷およびIFRS17号、特に保険負債の測定について概観した。さらに、IFRS17号の公表により透明性・比較可能性が向上するといわれる保険契約の経済価値ベースの財務報告がどのような点で特徴があるのかを明らかにした上で、その会計処理に含まれる契約上のサービス・マージンが負債に計上されていることについて問題点を指摘し、ありうべき解決策について考察を行った。

Accounting for Insurance Contracts - Problems in Insurance Liability -

Kazuhiro Nishiyama
(Associate Professor, Teikyo University)

In this paper, I considered International Financial Reporting Standard No.17 "Insurance Contract" (IFRS17) was issued in May 2017. IFRS 17 requires that for insurance liabilities are measured at their fair value. It will improve the financial reporting of life insurers because they employ market-consistent method. However, there is a problem with IFRS 17 from the perspective of accounting theory.

I overviewed the accounting structure of IFRS17, especially the treatment of insurance liabilities. And pointed out the problem of their components. Contractual service margin (CSM) which is component of insurance liability, is not fulfilling the definition of the liability on IFRS Conceptual Framework. Then I concluded that CSM's attributes do not have the nature of debt, but have the nature of deferred revenue, and CSM should be included and reported in other comprehensive income.

I はじめに

国際会計基準審議会（IASB）は、2017年5月に国際財務報告基準（IFRS）17号「保険契約」を公表し、2021年1月1日以降に始まる会計年度より適用することになった。当該基準は、保険業に限定されたものではなく、定義された保険契約を取り扱う一般事業会社に対しても適用される。従来、保険契約を規定していたIFRS4号は、あくまでも各国実務の処理を容認する暫定的な基準としての位置づけであったため、国際的に統一された包括的基準としてIFRS17号は設定が必要とされていた。後述するように、1997年に国際的な会計基準のコンバージェンスの一環としてIASBの前身である国際会計基準委員会（IASC）が発足させた保険契約プロジェクトが20年を経過してようやく完了することになる。

IFRS17号の特徴は、一言でいえば、近年、保険業の財務報告で注目されている経済価値ベースの財務報告を規定している点にある。経済価値ベースの財務報告を行うことは、保険契約に係る会計処理の透明性と比較可能性を向上させると考えられている。この経済価値ベースの財務報告は、保険契約に係る測定を市場価格と整合的な方法で行うことを意味する。その点で、IFRS17号は経済価値ベースの測定を求めており、保険契約プロジェクトの目的を達成したと考えることができよう。このIFRS17号が規定している保険契約に係る負債（以下、保険負債）の構成要素には、問題点が指摘されている。本稿では、IASBの保険契約プロジェクトの変遷とIFRS17号の特徴を概観し、IFRS17号における保険負債の構成要素の問題点を計算構造の観点から指摘した上で、解決方法について考察を加える。

IFRS17号については、基準公表以来、本稿が触れるもの以外にも様々な検討が行われているが、計算構造上の問題点を特に強調したものはASBJ[2015]や小川[2017]を除いてまだ見られない。また、数値例を用いた検討も現在のところは見られない。

考察の結果として、保険契約という特殊で限定された経済事象に関する会計処理のみではあるものの、未稼得利益の会計上の取り扱いについての示唆を得ることを目的とする。

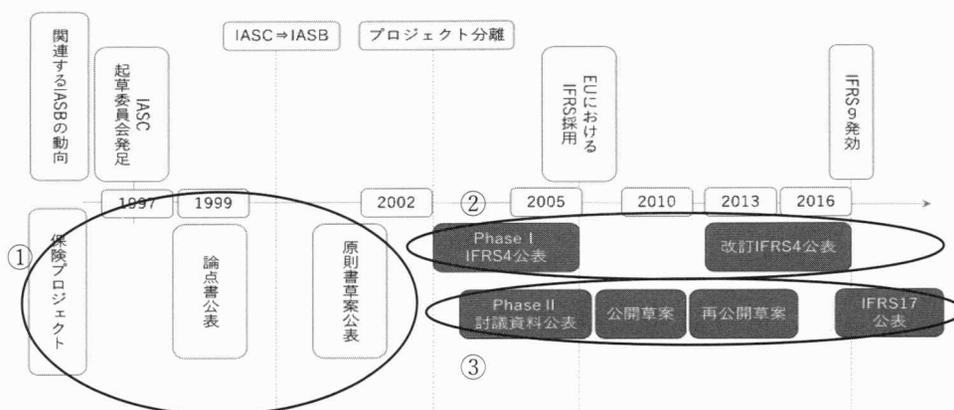
II 保険契約プロジェクトの変遷とIFRS17号の概観

1. 保険契約プロジェクトの変遷

保険契約プロジェクトの流れを図にすると図1のようになる。このプロジェクトは、大別して3つのフェーズに分けることができる。まず、IASCの保険プロジェクトが発足した1997年からプロジェクトの分離が行われる2002年までのフェーズ、およびプロジェクト分離後、2005年に公表されるIFRS4号の公表を目的としたフェーズⅠと今回のIFRS17号の公表を目的としたフェーズⅡの3つである。

まず、1997年にプロジェクトを開始してから原則書草案の公表まで（図1の①）のフェーズでは、IASB（当時はIASC）は資産負債アプローチに基づく保険契約会計基準の策定が意図されており、従来の実務からの脱却を試みていたと考えられている（羽根[2015]）。従来は、収益と費用の対応を図ることを念頭に、払い込まれた保険料と支払う保険金を測定し、利益を計算することを中心的な課題としていたのに対して、IASBの考え方は、特に負債の将来キャッシュ・アウトフローに基づいた測定を要求している。このような大きな転換には実務界を中心として反発が起こっていた。

【図1】IASB 保険契約プロジェクトの変遷



次は、2005年からのEUによるIFRS採用が決まったことにより、過渡的でも保険契約に関する基準の設定が必要となったために行われたIFRS4号の公表に向けたフェーズIである(図1の②)。これは、保険プロジェクトの恒久的な基準作りを目的としたこれまでの流れを汲むフェーズIIに対して、「保険契約に基づき債務を引き受けるものによる保険契約の会計処理について限定的な改善」を目的としており、「保険者の財務諸表に計上される保険契約から生じる金額を識別および説明し、財務諸表の利用者が保険契約から生じる将来キャッシュ・フローの金額、次期および不確実性を理解するのに役立つ情報の開示」のみを目的としたものであった(para.1)。

上記のフェーズIに対して、フェーズIIと呼ばれるIFRS17号の公表までのフェーズ(図1の③)では、IFRS4号が暫定的な基準であるのに対して、保険契約プロジェクトの集大成としての恒久的基準を目的としたプロセスであり、1度の討議資料、2度の公開草案が公表されている。これらのIASBによるスタンスは、いずれも当初より継続して経済価値ベースでの保険契約に関する会計処理の提案である。

このIFRS17号によって、保険契約の会計処理はIFRS4号において問題となっていた比較可能性を高めることになる。さらに、後述するように、保険契約に関わる様々なリスクを明示的に開示することによって、透明性の向上も図られている。次節以降においてその概観を確認する。

2. IFRS17号の概観

IFRS17号は、IFRS4号と同様に企業の業種を保険業に限定せず、保険契約を取り扱うすべての企業に適用される。保険契約の定義についてもIFRS4号を引き継ぎ次のように定義する。

保険契約とは、一方の当事者(保険者)が、他方の当事者(被保険者)から重要な保険リスクを引き受ける契約である。所定の不確実な将来事象(保険事故)が保険契約者に不利な影響を与えた場合、保険契約者は当該契約に基づいて発行者に保証してもらう権利を有する(para.1)。

保険リスクとは、被保険者から保険者に移転される非金融リスクをいい、金融リスクとは明確に区別され、契約によって保険者が金融リスクにのみさらされる場合には、当該契約は保険契約とはならず、保険者が金融リスクと同時に重要な保険リスクの双方にさらされる契約は保険契約に該当することになる。なお、金融リスクには、金利・金融商品の価格・コモディティ価格・為替相場・価格水準などが含まれ、保険リスクは、死亡または生存・傷害・疾病・障害・損害または盗難による財産の損失・債務不履行などが該当する。

不確実な将来事象とは、契約時に①保険事故が発生する確率②保険事故が発生する時期③保険事故が発生した場合、保険者が支払う金額、のいずれかが不確実な事象である。

上記のようにして定義された保険契約に対して、IFRS17は会計測定をすべて経済価値ベースによって行うことを規定している。そもそも、現行の実務においても保険料収入の運用に該当する保険契約に伴う資産（以下、保険資産）については市場価格を前提とした経済価値ベースの測定が行われてきたのに対して、保険負債は、保険金の支払額を前提とした原価ベースの測定が行われ、保険契約、とりわけ契約が長期にわたる生命保険会社の財務報告を歪めてきたとされる（西山・中村、2017）。このため、IASBは特に保険負債の測定方法について、保険契約の履行を前提とした履行キャッシュ・フローの現在価値を用いることを要求している。さらに、経済価値ベースの測定においては、従来、契約当初時に用いられた前提条件を固定していたのに対して、前提条件を変更し、評価替えが生じることを可能とした点も強調されている。会計実務上は、この点は重要となり、従来は前提条件の変更を反映する必要がなかったものが、毎期末に、前提条件を変更し再度評価をしなければならないことになる。

次節において、より、具体的にIFRS17号が求める経済価値ベースの財務報告について確認する。

III IFRS17号の計算構造

保険契約に関する会計上の測定は、既述の通り、保険負債に焦点が当てられる。保険負債は、履行キャッシュ・フローに契約上のサービス・マージン（Contractual Service Margin、以下、CSM）を加えて測定される。

まず、履行キャッシュ・フローの算定には将来キャッシュ・フローが用いられる。履行キャッシュ・フローは、保険契約から生じる将来キャッシュ・フローを割引き、それにリスク調整を加えることで測定される。その上で、CSMが加算される。将来キャッシュ・フロー現在価値に対して、リスク調整およびCSMは、両者とも保険契約において保険者が設定するマージンである点で共通するが、以下で見るようにその性質は大きく異なっている。

保険負債測定の具体的なステップとしては、①将来キャッシュ・フローの見積り②時間価値の反映③リスク調整④CSMの認識となっている（para.32）。以下で、より詳細に確認する。

①将来キャッシュ・フローの見積り

当該契約により生じると期待されるキャッシュ・インフローから生じると期待されるキャッシュ・アウトフローを差し引いて計算される、いわゆる正味の将来キャッシュ・フローである。

これらの将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性に関して、過度のコストや労力をかけずに利用できる合理的で裏付け可能なすべての情報を偏りのない方法で織り込むこと、保険グループに属するすべての将来キャッシュ・フローを含めること、明示的で最新の前提であることが求められている。

ただし、保険契約によるキャッシュ・フローのうち、保険契約者に個別に請求できる保険料及びその他のコストなどの契約の履行に直接関連するもののみが含まれ、別途会計処理される投資利益や保有する再保険契約等の他、保険契約ポートフォリオに直接賦課できない費用に関するキャッシュ・フローは排除される。

②時間価値の反映

時間価値の反映は、具体的には将来キャッシュ・フローの見積りを割引計算し現在価値を算定することに他ならない。このような時間価値の反映については、会計測定上、退職給付や資産除去債務の会計基準でも適用されており、真新しさはないが、保険契約においては、この計算が行われることは、観察可能な現在の市場価格との整合性を意識している。

③リスク調整

非金融リスクから生じるキャッシュ・フローの金額及び時期に関する不確実性を負担するために保険者が要求する対価を反映した調整（para.37）と説明される。すなわち、リスクの負担に対し、保険者が要求する補償の金額であり、被保険者に対して要求するマージンの一種である。当該リスク調整には、金融リスクの調整は、①・②において反映されるために含まれず、保険リスク及びその他の非金融リスク（失効リスクや事業費リスク）についての調整を明示的に行うこととされる。

非金融リスクは、リスク回避の度合いに対する保険者の見解を反映しており、したがって、企業の立場によって付加される調整であり、いわば市場参加者の視点である（市場を経由した数値の）必要がないものである。しかし、利害関係者が理解するために明示する必要がある。

④CSM

CSMは、企業がグループ内の保険契約に基づいて将来サービスを提供する際に認識する未稼得の利益である。保険契約は通常、利益が生じることを期待して行われる契約であるため、当初認識時に企業の立場からの将来キャッシュ・フローの見積りやリスク調整を行ったのち、保険契約上の資産（将来キャッシュ・インフロー）と負債との間には差が生じていることが想定される。この正味キャッシュ・フローと保険資産との差額が、保険契約に係るマージンに該当するが、そのうちリスク調整をした上の金額を、当初認識時にはCSMとして保険負債に加算する。このようにCSMを認識することで、保険契約の当初認識時には、利益を計上することがなくなり、将来キャッシュ・フローに基づいた測定の合理性が主張される。

これらの関係を図示すると図2のようになる。

【図2】 保険負債の構成要素



認識された保険負債は、決算日毎にその金額を算定され、貸借対照表（財政状態計算書）上に表示されることになり、損益計算書（純損益及びその他の包括利益計算書）上では、保険金の支払い等に応じた形で収益・費用が認識・計上される。

これらについて、簡単な数値例を元に確認してみると次のようになる。

- ・ A社は、カバー期間が3年間の保険契約をB社と締結し、契約開始時に保険料合計900を受領した。なお契約には配当性や投資要素はないものとする。
- ・ A社は支払う保険金および契約に伴う費用は全体で600（期間にわたって均一に発生するものとする）と予想している。
- ・ リスク調整は30（保険金同様、期間にわたって均一に解放されるものとする）。
- ・ 簡略化のため、貨幣の時間価値は考慮しない。

【当初認識時】

①履行キャッシュ・フローの算定

まず、履行キャッシュ・フロー計算のために、当該契約の将来キャッシュ・フローの現在価値を計算する。今回の例の場合、次のように計算できる。

$$\text{キャッシュ・アウトフロー} \quad 600$$

これにリスク調整 30 を加えると、当該契約の履行キャッシュ・フローは次のようになる。

$$600 + \text{リスク調整} \quad 30 = \text{履行キャッシュ・フロー} \quad 630$$

②CSMの算定

CSMは、保険料として受領した900から履行キャッシュ・フローを差し引いて計算される。

$$900 - 630 = 270$$

以上によって、当該契約によって生じる当初認識時の収益あるいは費用は0となる。

【1年目期末】

①収益および費用の測定

収益として認識されるのは、受け取った保険料のうち、保険金として支払われたものと認識されたリスク調整・CSMの合計額となる(B121, B124)。

支払保険金	200
認識されたリスク調整	10
CSMの取り崩し	90
合計額	300

CSMの取り崩しについては、保険金が200/600支払われているため、当該部分に関して取り崩す。したがって、 $270 \times 200 / 600 = 90$ となる。

これに対して、費用は支払われた保険金200がサービス費用として測定される。

したがって、当該保険契約から生じた収支は100となる。

②保険負債の再測定

今回の例では、特に前提条件等に変更がないため、保険負債は次のようになる。

・履行キャッシュ・フローの算定

キャッシュ・アウトフローは、当初の600より保険金として支払った200を減額して400となる。また、リスク調整についても解放された部分の10を減額し20となるため、合計で420と算定される。

・CSMの算定

当初認識で測定した270のうち、90を取り崩したため、残額は180となる。

結果として、保険負債の金額は $420 + 180 = 600$ となる。

【2年目～3年目期末については、1年目期末と同様の手続を経て、今回の例の場合には、同じ額の収益・費用が認識されることとなる。それらはまとめると、表1のようになる。

なお、表1では、収益をプラス、費用をマイナスで表示している。保険金の支払いと保険サービス費用とは、この例では同額となる。したがって各期の保険サービスによる利益は100となる。

【表 1】 保険契約の収益の認識

	契約時	1年目期末	2年目期末	3年目期末
保険負債	600	400	200	0
保険金の支払い		200	200	200
リスク調整の解放		10	10	10
CSMの取り崩し		90	90	90
保険収益		300	300	300
保険サービス費用		-200	-200	-200
保険サービス結果		100	100	100

この例でわかる通り、リスク調整およびCSMについては、契約時に保険者が要求するマージンであり、これらは保険金の支払いによって変動のリスクから解放されるものであるため、保険金の支払いに応じて取り崩され、同額が負債の減少として収益に振り替えられることになる。

しかしながら、このような会計処理には会計の計算目的に焦点を当てた場合、問題があるように思われる。すなわち、IFRS17号はもとよりIASBが規定する会計基準では資産負債アプローチ⁽²⁾が採られていると理解される。IFRS17号においては、将来キャッシュ・フローに基づいた資産・負債の認識・評価が行われ、その結果にしたがって、収益認識が行われているため、この点においては、資産負債アプローチを採った会計基準であると判断することができよう。しかしながら、保険負債の構成要素には計算構造的な問題が潜んでいる。この点について次節で指摘する。

IV IFRS17号の問題点

上記のような保険負債の構成要素によっていわゆる経済価値ベースの財務報告が達成されると考えられるが、IFRS17号の問題点としては、構成要素にCSMが組み込まれている点があげられる。CSMは、当初認識時点での契約による未稼得利益の性質を備えている。そして、CSMは保険サービスが提供されるにつれて純損益に認識することになる（para.32）。より、具体的には、保険契約グループにおいて提供されたサービスを反映する形で、各会計期間へCSMを取り崩して純損益として認識する（para.44）。このようなIFRS17号の会計処理は、IASBの概念フレームワークに照らして負債の取り扱いにおいて整合的でない。IASBの概念フレームワークにおいて、負債は「過去の事象の結果として、企業が経済的資源を移転する現在の義務（par.4.26）」であるとされている。これに対して、当初認識時点での契約による未稼得利益の性質を持つCSMは、報告会社においてはこれを移転する義務を負っていないため、負債としての定義を満たさないことになる。

IFRS17号が目指す市場整合的な経済価値ベースの財務報告のために、CSMを何らかの形で認識することは重要である。しかし、保険契約の特殊性を考慮したとしても、CSMを当初認識時に直接収益として認識することには何ら妥当性は見られない。そうであるならば、CSMとして認識した金額をどのように扱うべきであろうか。

この点について、ASBJ [2015] では、その他の包括利益として認識・計上することを提案している。その他の包括利益として認識された場合でも、CSMは保険サービスの提供によって、3節で行われている方法と同様に各期で取り崩すことになるが、IFRS17号の負債の定義と照らすとこちらの方が計算構造上は問

題がないと考えているからである。

IFRSは、資産負債アプローチを採用しており、会計の目的として第一義的に資産・負債の認識・評価を前提としている。さらに、収益・費用については、純資産の変動、すなわち、資産・負債の変動額をもって定義する。そのような計算構造では、CSMのような未稼得利益を負債として認識し、その後、配分手続を通じて実現収益として認識することは妥当ではない。未実現収益を繰延収益として貸借対照表の貸方に計上する前述の会計処理は、収益費用アプローチの計算構造では妥当な会計処理であるのに対して、資産負債アプローチの計算構造の下では、将来の義務を負っていない負債の存在自体が考慮されない。

IFRS17号において、CSMを認識・計上することは、保険契約を経済価値ベースで評価するうえで必要となる。保険契約の特性上、契約時に一定のマーヅンを見込んでいることは当然のことであり、これを報告しないことは財務諸表利用者にとって望ましいことではないからである。このような数値は「その他の包括利益」として処理されることが望ましいと思われる。具体的には、包括利益のうち当期純利益に含まれない部分であるためにその他の包括利益の項目に計上することが望ましい。その他の包括利益には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘヅジ損益、為替換算調整勘定、退職給付に係る調整額などが含まれるが、CSMは未実現の保険資産と保険負債との差額であり、実現時にリサイクリングによって当期純利益として認識することが可能な性質を持っていることを考慮すると同様の性質を持つと考えられる。

なお、CSMはIASBの概念フレームワークのその他の包括利益項目の定義にある「再測定から生じる」という点について該当しない。その問題は残っているが、IASBの概念フレームワークとの整合性を考慮した場合には、負債としての定義を満たさないものを負債として認識する点のほうが重要である。

V おわりに

これまで見てきたように、IFRS17号は、国際的な保険契約に関する初めての包括的な会計基準であり、従来のIFRS4号および各国の保険契約の会計処理実務と照らすと大きな変更点を含んでいる。特に、実務に対しては大きな影響があると想定され、実施のコスト及び労力は相当なものとなる、との保険業界団体からのコメントが出されている（中村 [2017]）。このような実務界からの反発はあるにせよ、概観すれば基準の目的としての経済価値ベースの財務報告、そして透明性・比較可能性を高めることは成功していると言えよう。保険契約について経済価値ベースの評価が行われ、従来は保険資産のみが経済価値、具体的には市場評価に基づいて評価されていたことが多かったのに対して、保険負債についても市場と統合的な評価が行われることで透明性が向上し、さらには、国際的に統一した基準を用いることでこれまでの各国実務の相違が生み出していた比較可能性の問題も解消に向かうことが期待される。

しかし、会計基準として計算構造的には、未稼得利益に該当するCSMを負債に計上し、取り崩していくという会計処理の問題点がある。この問題点については、負債の構成要素として計上するよりもむしろ、その他の包括利益項目として計上することで、経済価値ベースの財務報告という当初の目的を達成した上で理論的な問題を解消することもできると考えられる。

注

- (1) 保険会計における経済価値ベースの報告とは、資産負債の評価を経済価値、具体的には、市場の価格と整合的な（市場整合的）方法で評価を行い報告することを意味している。
- (2) 本論文では、資産負債アプローチを「先に資産、そして負債を定義し、純資産及び収益、費用はそこから演繹的に（佐々木, 2013, p.16）」導く会計観としてとらえている。

参考文献

- ASBJ [2015], *Insurance Contracts: Use of OCI for Presentation of Unearned Profits*, Agenda Paper. (邦訳「保険契約—未稼得利益の表示に関する OCI の使用」)
- IASB [2007], *Preliminary Views on Insurance Contracts*, Discussion Paper.
- IASB [2010], *Insurance Contracts*, Exposure Draft.
- IASB [2013], *Insurance Contracts*, Exposure Draft.
- IASC [1999], *Insurance*. Issues Paper.
- 上野雄史 [2016] 「我が国生命保険会社における IFRS 適用の意義」『生命保険論集』生命保険文化センター設立 40 周年記念特別号 (I), pp.247-268.
- 小川淳平 [2017] 「保険契約の利益表示」『経済貿易研究 (神奈川大学) 研究所年報』43, pp.45-54。
- 川端稔 [2017] 「2017 年 5 月 18 日公表 IFRS 第 17 号「保険契約」の概要」『企業会計』69(8), pp.1083-1088。
- 佐々木隆志 [2013] 「二つの損益計算思考の接合に関する一考察」『会計』184(1), pp.16-28。
- 中村亮一 [2017] 「IASB による新たな保険契約会計基準 (IFRS 第 17 号) への反応と今後の課題」基礎研レポート (ニッセイ基礎研究所), 2017-06-05.
- 西山一弘 [2017] 「契約上のサービス・マージン負債計上の意義」『東海大学紀要 政治経済学部』49, pp.213-219。
- 西山一弘・中村亮介 [2017] 「IFRS17 適用後の生命保険会社における EV 開示の意義」『会計』192(6), pp.678-692。
- 羽根圭佑 [2015] 「保険契約プロジェクト—プロジェクト長期化の原因に関する検討」辻山栄子編著『IFRS の会計思考—過去・現在そして未来への展望』中央経済社, pp.151-184。
- 姚 小佳 [2018] 「保険契約に関する新たな国際財務報告基準 IFRS17 号について」『かやのもり (近畿大学産業理工学部研究報告)』28, pp.1-11。

(審査受付 2018 年 8 月 20 日)

(掲載決定 2019 年 1 月 30 日)